

# LINKA 使用許諾契約書

本契約は、お客様（個人/法人を問いません）と株式会社ゴードンソリューション（以下「弊社」）との契約であり、弊社は、弊社が提供する「対象製品とその説明資料等」（以下「対象製品等」）の使用権を下記条項に基づきお客様に許諾します。対象製品の全部または一部をインストール、または使用することによって、お客様は、本契約のすべての条項に同意したものとみなします。本契約に同意いただけない場合、お客様は対象製品を使用することはできません。

## 第1条 本サービスの対象

1. 弊社は以下に掲げる製品を、本サービスの対象とします。
  - A) Nazca Neo Linka V1
  - B) Nazca Neo Linka V2
  - C) LINKA3

## 第2条 使用権の許諾

1. お客様が本契約の各条項を遵守することを条件として、対象製品等の非独占的かつ譲渡不能の使用権をお客様に許諾します。
2. 使用権は、対象製品等の使用先として弊社に申請をしたお客様に限り許諾されるものとします。お客様とは、グループ会社および子会社等の関連会社を除きます。
3. 弊社は弊社ウェブサイト等で指定する動作環境に限定して、対象製品の使用をお客様に許諾します。
4. ライセンス期間に限り対象製品を使用することができます。

## 第3条 使用権の解除

1. お客様の事由による期間中途の契約解除はできません。
2. 弊社は以下の場合に、弊社の判断に基づき契約を解除することができます。解除における料金の返金について、A号の場合は返金されませんが、B号の場合にはこの限りではありません。
  - A) お客様が本契約書の条項のいずれかに違反した場合。
  - B) 弊社の事由により、対象製品等の提供が困難となる場合。
3. 本契約の支払期日までにお客様から契約料金が支払われない場合、弊社はお客様に支払を催告します。以降も催告時に指定した期日まで契約料金が支払われない場合は、ただちに本契約を解除することができます。
4. 契約が解除された場合には、お客様はいかなる理由においても対象製品等を使用することはできません。お客様は、対象製品等の使用をただちに中止するとともに、お客様の占有または管理下にあるすべての対象製品等を速やかに消去および破棄を行うものとします。

## 第4条 保守サービスの提供

1. 保守サービスの内容、条件および提供範囲等は、すべて「LINKA 保守サービス/サブスクリプション契約書」で定め、本契約とは別契約として提供されます。

## 第5条 著作権等の権利の帰属と禁止事項

1. 対象製品等に関する一切の権利は、弊社に帰属します。
2. 弊社は対象製品等について、制限の解除と無効化、複製、編集、改変、解析、公開、放送、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等、弊社の権利を侵害する行為をお客様が行うことを禁止します。

## 第6条 責任および補償の範囲

1. 弊社は、対象製品等が、お客様の保有する動作環境において、すべて正常に動作することを保証するものではありません。
2. 弊社は、対象製品等の仕様を予告なしに変更することがあります。

3. 対象製品等の機能がお客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではありません。
4. 弊社は、対象製品等に契約不適合(対象製品等が本来の機能/品質を満たしていない)がないことを保証するものではありません。契約不適合がある場合には、対象製品等の補修、交換または代替措置等による合理的な努力をするものとします。
5. 弊社は、対象製品等に起因する一切の損害について、直接的、間接的、予見できたか否かを問わず、賠償する責任は負いません。
6. 弊社が補償する場合の範囲は、対象製品等の購入代金としてお客様が支払った金額を上限とします。

## 第7条 通知義務

1. お客様は、以下のいずれかに該当する事実が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに弊社に通知しなければなりません。
  - A) 営業の譲渡/譲受または合併。
  - B) 契約申込書の記載内容に関わる重要な組織の変更(所在地、代表者、商号等)。
  - C) 第10条1項各号の事由。

## 第8条 本契約書の変更

1. 弊社は以下の場合に、お客様に事前に通知することなく、かつお客様の同意を得ることなく、弊社の裁量により、本契約書を変更することができます。
  - A) 本契約書の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
  - B) 本契約書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 弊社は第1項による本契約書の変更にあたり、変更後の本契約書の効力発生日2週間前までに、本契約書を変更する旨および変更後の本契約書の内容とその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲載し、またはこれと同等の方法によってお客様に周知します。
3. 変更後の本契約書の効力発生日以降にお客様が対象製品等を使用した場合は、お客様は本契約書の変更に同意したものとみなします。

## 第9条 協議事項

1. 本契約書に定めのない事項、または本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、お客様と弊社の間で信義誠実の原則にしたがって協議のうえ解決します。
2. 本契約書は日本法に準拠し、解釈されます。

## 第10条 その他

1. 弊社またはお客様に以下の事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができます。
  - A) 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
  - B) 破産、民事再生手続き開始、特別清算または会社更生の申し立てをなし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき。
  - C) 解散決議をしたとき。
  - D) 仮差押え、仮処分または強制執行を受けたとき。
  - E) 支払い停止または支払い不能に陥ったとき、または相手方が振り出した手形または小切手の決済ができなかったとき。
  - F) 災害その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。
2. 本契約に関する一切の紛争については、弊社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。